

令和8年3月1日から

指定難病の医療受給者証の指定医療機関・保険者名・記号及び番号・適用区分の記載が変わります

令和8年3月1日以降、名古屋市が発行する医療受給者証には

「個別の指定医療機関の名称」ではなく「各都道府県又は指定都市の指定する医療機関（難病法に基づき指定された医療機関）」と記載し、保険者名・記号及び番号・適用区分欄の記載を廃止（※1）します。

そのため、「各都道府県又は指定都市の指定する医療機関（難病法に基づき指定された医療機関）」であれば、新たに利用する指定医療機関（※2）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

（※1）医療機関の窓口での「自己負担上限額」に変更はございませんので、現在お持ちの医療費受給者証は今まで通りお使いいただけます。保険者名・記号及び番号・適用区分については、医療機関でのオンライン資格確認等による確認に変更されます。

（※2）医療機関が「難病法に基づく医療機関の指定」を受けているかどうかは、医療機関所在地の各都道府県・指定都市にご確認ください。

令和8年2月28日まで

医療受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

駅前新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

令和8年3月1日から

「各都道府県又は指定都市の指定する医療機関（難病法に基づき指定された医療機関）」

「各都道府県又は指定都市の指定する医療機関（難病法に基づき指定された医療機関）」だから、手続きしないで利用できる！

《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」、「保険者名」「記号及び番号」「適用区分」が記載されていますが、令和8年3月1日以降も、次回更新までそのままご使用できます。ただし、健康保険が変更となった場合は、届出が必要です。